

# 学校いじめ防止基本方針

岸和田市立城北小学校  
令和6年度版

## いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

#### ○いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。いじめはすべての子どもにおこりうる問題であり、どんな理由があっても「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢が必要持つ。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりするような行為も許されるものではない。

家庭でのしつけや地域社会、学校での活動を通して、小さいころから規範意識や人権感覚を養うことが必要である。

#### ○豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認めあい、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識や人権意識を基盤として、仲間とともに問題を解決するために必要な力を育成していかなければならない。

家庭生活や地域での活動、学校教育などさまざまな場面で、よりよい人間関係やコミュニケーションについて考える機会を子どもたちに与え、体験させることが重要である。

#### ○地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではない。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域などすべての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。そうした社会との関わりの中で、子どもは、すべての人をかけがえのない存在として大切にす気持ちを養っていく。子どもを取り巻く大人たちがよいモデルとなって、子どもたちを導く存在となることが求められる。

#### ○発達障がいを含む、障がいのある子どもがかかわるいじめやその他について

子どもの障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、子どものニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導支援が必要とする。また、帰国した子どもや外国人の子ども、性同一性障がいに係る子ども、震災により避難している子どもなど、学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常的に子どもの特性をふまえた支援や保護者との連携、周囲に対する必要な指導を組織的に行う。

本校では、「個々の良さを認め合い、お互いに信頼し、ともに学びともに生きる、たくましく豊かな人間の育成」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいます。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「城北小学校 学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

いじめには、多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あり、いじめられた子どもの立場に立って、子どもの様子等をきめ細かく観察するなどして確認していく。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の確認等を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### ～ “閉じた” 集団の中でのいじめ ～

近年のいじめの特徴として、普段一緒に行動しているグループの仲間など、ある一定の人間関係があるグループや集団の中でいじめがおこることがあげられる。このグループや集団は外に対して“閉じた”状態にあり、その中での出来事は、その他の子どもや大人には見えにくく、一見すると遊びやふざけあいとしか見られないため、いじめの発見がおくれ、事態を深刻化させてしまう危険性がある。

また、いじめの加害・被害の関係も固定化されたものでなく、ふとしたきっかけで加害・被害が入れ替わるため、グループ内でいじめがおこった際に、周囲からのいじめをやめさせようとするはたらきが弱く、逆にいじめに加担したり、傍観したりする場合も見られる。

### ～ インターネット・SNS等を介したいじめ（ネット上のいじめ） ～

スマートフォンなどの普及により、インターネットや、LINE・Twitterなどに代表されるSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を介したいじめが数多くおこっている。また、加害・被害の当事者でのトラブルやいじめが、インターネットやSNS によって広がり、深刻化する事例もでてきている。

インターネットがもつ特性から、ネット上のいじめは、不特定多数の人々から、即座に、さまざまな形でいじめを受けることにつながり、被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きくなる。また、SNS のグループ内でのやり取りなどは、周りの大人にとって、いじめに気づくことが難しく、発見や対処が遅れることがある。

さらに、インターネットやSNS ではメールやメッセージなどを通じてやりとりをするため、面と向かったの会話に比べて相手の意図を理解しづらく、表現などで誤解を招きやすい傾向がある。そのため、コミュニケーション能力を育てていく途上にある子どもたちにとっては、問題がより複雑になり、いじめの解決が難しくなる場合が多く見られる。

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ問題対策委員会」

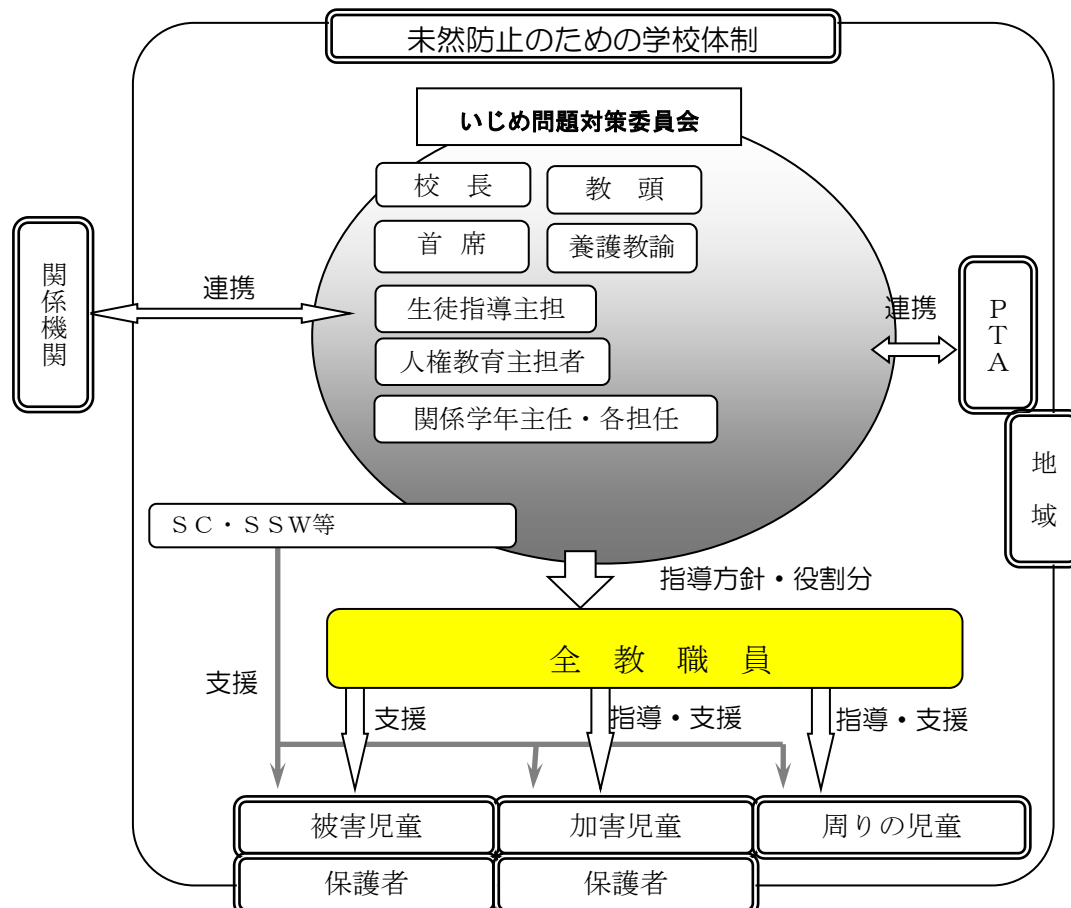
#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主任者、養護教諭、人権教育主任者、関係学年主任・各担任。必要に応じて外部専門家（SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、子ども家庭センター、市役所内子ども家庭課等）も参加。

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質や人権感覚の向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 児童の人権意識の育成

#### (体制) (いじめ対応プログラムI)



#### 4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ問題対策委員会は、（各学期の終わりなど）定例として年4回（場合により臨時に行う）、（検討会議を）開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

PDCAに関しては、最初の実態把握を踏まえた目標を設定し、それを達成するために「計画（P=Plan）」を立て、それを「実行（D=Do）」に移し、一定期間経過後、期待される変容（目標の達成）が得られたか否かを実態把握に基づいて「点検・評価（C=Check）」し、「改善・見直し（A=Action）」の流れを全職員が認識し、サイクルで取り組む意義を尊重しつつも、PDCAの表現を柔軟にふくらませて考えていく。